

別添参考様式1号（別記2別紙様式第3号関係）

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

策定：令和5年3月1日

変更：令和 年 月 日

都道府県名 静岡県

I 収益性向上対策

1 目的

本県農業を成長産業として確立するためには、茶業・水田・果樹・野菜・花きの産地が創意工夫し、地域の強みを生かして生産性の向上や高付加価値化に取り組むことが必要である。

このため、本県の農業施策の基本となる、

- ① 静岡県食と農の基本計画
- ② 静岡県農業振興地域整備基本方針
- ③ 静岡県農業基盤の強化の促進に関する基本方針
- ④ 静岡県農地中間管理事業の推進に関する基本方針
- ⑤ 静岡県茶業振興基本計画
- ⑥ ふじのくに茶の都しずおか構想及びふじのくに「茶の都しずおか」推進計画
- ⑦ 静岡県水田農業振興基本計画
- ⑧ 静岡県水田フル活用ビジョン
- ⑨ 静岡県果樹農業振興計画
- ⑩ 静岡県野菜振興計画
- ⑪ ふじのくに「花の都しずおか」推進計画

の方向性に即して、農産物生産の高収益化に取り組む産地を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	
茶	<p>【基本要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県食と農の基本計画（2022～2025）、静岡県茶業振興基本計画等の各計画に位置づけられている推進すべき方向性と合致していること。 ・「つゆひかり」等の優良品種の積極的な導入や農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用した基盤整備について、実施又は実施に向けた検討が行われていること。 <p>○販売額又は所得額 10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特徴のある茶づくりを行う施設、機械を導入し、付加価値を高めた茶生産を推進 ・高付加価値生産のための被覆等施設や資材などの導入を進め、収益性の高い茶産地の形成を推進 <p>○生産コスト又は集出荷コスト又は集出荷コスト 10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒茶加工施設の再編合理化、省力化、高度化を推進 ・地域の担い手を中心とした経営体が行う機械作業の集約化推進 ・共同茶園管理や共同摘採を実施する地域の核となる経営体が行う茶園管理機械の導入による地域内作業受委託、農地中間管理事業等を活用した茶園集積の推進 <p>○契約栽培の割合 10%以上の増加かつ 50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特徴のある茶づくりを行う施設、機械を導入し、付加価値を高めた茶生産を推進 ・荒茶加工施設の再編合理化、省力化、高度化を推進 <p>○需要減が見込まれる品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率 100%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地で特徴のある茶づくりに適した品種への転換を推進 ・「つゆひかり」等の優良品種の積極的な導入を推進 <p>○輸出向け出荷量又は出荷額の 10%以上の増加（直近年の輸出実績がある場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での需要に応じた茶づくりを行う施設、機械を導入し、輸出向けの茶生産を推進 ・海外での需要に応じた茶生産のための被覆等施設や資材などの導入を進め、輸出に対応できる茶産地の形成を推進 <p>○総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 5%以上又は輸出向けの年間出荷量 10 トン以上（新規の取組の場合又は直近年輸出実績がない場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での需要に応じた茶づくりを行う施設、機械を導入し、輸出向けの茶生産を推進

・海外での需要に応じた茶生産のための被覆等施設や資材などの導入を進め、輸出に対応できる茶産地の形成を推進

○労働生産性の10%以上の向上

- ・茶栽培の省力化・合理化を可能とする茶園管理機械の導入の推進
- ・労働時間の低減につながるスマート農業技術や効率的な茶加工技術等の導入の推進

○農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

- ・農業者の行う農作業を代行する専門作業受託型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入
- ・農業者が使用する農業用機械のレンタル提供する機械設備提供型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入
- ・ほ場や生育状況等の把握及び情報分析を行い、農業者に情報・助言等を提供するデータ分析型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入

【販売額又は所得額の増加における比較の考え方】

- ・販売額の増加 → 農業者の総販売額、又は単位面積あたりの販売額・1kgあたりの荒茶単価で比較
- ・所得額の増加 → 農業者の総所得額、又は単位面積あたりの所得額で比較

【コスト削減効果における比較の考え方】

- ・生産コスト又は集出荷コスト又は集出荷コスト削減
→ 農業者の全生産コスト又は集出荷コスト又は集出荷コストで比較
- ・集出荷コスト削減 → 集出荷施設のための計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能

【契約栽培の割合増加における比較の考え方】

- ・契約栽培の増加 → 農業者の契約率で比較

【品目・品種への転換率100%における比較の考え方】

- ・転換率100% → 農業者の品目・品種別面積で比較

【輸出向け出荷量又は出荷額増加における比較の考え方】

- ・輸出実績の増加 → 輸出向けの出荷量又は出荷額の増加率で比較

【総出荷に占める輸出向け出荷額の割合増加又は輸出向けの年間出荷量における比較の考え方】

- ・輸出実績の増加 → 輸出額の増加率、又は年間出荷量で比較

	<p>【労働生産性の向上における比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働生産性の向上 → 農業者の販売額を労働時間で除した値で比較 <p>【農業支援サービス事業体の利用割合の増加の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用割合の増加 → サービス利用面積又は利用経営体数により比較 <p>【計画作成時の現状値の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近1年の実績値を原則とする。なお、直近1年の実績値以外を現状値とする場合は、その理由を記載した資料を添付するものとする。
<p>水稻、麦、大豆</p>	<p>【基本要件】</p> <p>静岡県食と農の基本計画（2022～2025）、静岡県水田農業振興基本計画、地域水田フル活用ビジョン等の各計画に位置づけられている推進すべき方向性と合致していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○販売額又は所得額 10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> 食味や環境に配慮した付加価値の高い米づくりによるブランド化の推進 生産・加工・販売が一体となった米・麦・大豆を活用した6次産業化の推進 新規需要米や麦・大豆・露地野菜等の導入による水田有効利用の推進 ○生産コスト又は集出荷コスト 10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> 直播栽培等の省力・低コスト技術やICTなどの革新的技術の導入推進 農地中間管理事業等を活用した農地集積、大区画化・汎用化に伴う農業機械や乾燥調製貯蔵等施設の再編・機能向上の推進 新規需要米や麦・大豆・露地野菜等の導入による水田有効利用の推進 ○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> 食味や環境に配慮した付加価値の高い米づくりによるブランド化の推進 生産・加工・販売が一体となった米・麦・大豆を活用した6次産業化の推進 新規需要米や麦・大豆・露地野菜等の導入による水田有効利用の推進 ○輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加（直近年の輸出実績がある場合） <ul style="list-style-type: none"> 食味や環境に配慮した付加価値の高い米づくりによるブランド化の推進

○総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上（新規の取組の場合又は直近年輸出実績がない場合）

- ・食味や環境に配慮した付加価値の高い米づくりによるブランド化の推進

○労働生産性の10%以上の向上

- ・労働時間の削減が図られる取組を推進

○農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

- ・農業者の行う農作業を代行する専門作業受託型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入
- ・農業者が使用する農業用機械のレンタル提供する機械設備提供型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入
- ・ほ場や生育状況等の把握及び情報分析を行い、農業者に情報・助言等を提供するデータ分析型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入

【販売額又は所得額の増加における比較の考え方】

- ・販売額の増加 → 単位面積あたりの販売額で比較
- ・所得額の増加 → 単位面積あたりの所得額で比較

【コスト削減効果における比較の考え方】

- ・生産コスト又は集出荷コスト削減 → 農業者の全生産コスト又は集出荷コストを原則とする。

【契約栽培の割合増加における比較の考え方】

- ・契約栽培の増加 → 農業者の契約率で比較

【輸出向け出荷量又は出荷額増加における比較の考え方】

- ・輸出実績の増加 → 輸出向けの出荷量又は出荷額の増加率で比較

【総出荷に占める輸出向け出荷額の割合増加又は輸出向けの年間出荷量における比較の考え方】

- ・輸出実績の増加 → 輸出額の増加率、又は年間出荷量で比較

【労働生産性の向上における比較の考え方】

- ・労働生産性の向上 → 農業者の販売額を労働時間で除した値で比較

	<p>【農業支援サービス事業者の利用割合の増加の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用割合の増加 → サービス利用面積又は利用経営体数により比較 <p>【計画作成時の現状値の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近1年の実績値を原則とする。なお、直近1年の実績値以外を現状値とする場合は、その理由を記載した資料を添付するものとする。
果樹	<p>【基本要件】</p> <p>静岡県食と農の基本計画（2022～2025）、静岡県果樹農業振興計画等の各計画に位置づけられている推進すべき方向性と合致していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○販売額又は所得額 10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争力のある品種について、樹園地の若返りを図るため、同一品種の改植を推進（対象品種は4②に記載） ・ 高品質な果実の安定した生産・出荷に繋がる施設及び機械、資材の導入により、新たな生産出荷体制を整備する取組を推進 ○生産コスト又は集出荷・加工コスト 10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 省力化機械・資材の導入による果樹栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進 ・ 脱石油エネルギーへの移行による省エネ・低コスト化を推進 ・ 集出荷貯蔵施設の整備、再編、機能向上の取組を推進 ・ 農地中間管理事業等を活用した農地集積、大区画化・汎用化に伴う機械化等の取組を推進 ・ 機械導入が可能となる、適正な植栽密度での改植（同一品種改植）による省力化の取組を推進 ○契約栽培の割合の 10%以上の増加かつ 50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・ パイプハウス、被覆資材等の導入による高品質化・ブランド化等の契約栽培の割合増加に繋がる取組を推進 ○需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率 100% <ul style="list-style-type: none"> ・ 集出荷貯蔵施設の整備、再編、機能向上を契機とした、施設の取扱品種の検討・絞り込みによる、需要が見込まれる品種への転換を図る産地の取組を推進 ※需要減が見込まれる品種は、県内で栽培されている極早生温州の品種から、ゆら早生、日南1号、日南の姫、高林早生を除いた品種とする。 ○輸出向け出荷量又は出荷額の 10%以上の増加（直近年の輸出実績がある場合）

・ 輸出先のニーズに応じた生産・出荷体制を整備するための施設整備、機械及び資材の導入を推進

○総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上（新規の取組の場合又は直近年輸出実績がない場合）

・ 輸出先のニーズに応じた生産・出荷体制を整備するための施設整備、機械及び資材の導入を推進

○労働生産性の10%以上の向上

・ 労働時間の削減が図られる取組を推進

○農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

・ 農業者の行う農作業を代行する専門作業受託型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入

・ 農業者が使用する農業用機械のレンタル提供する機械設備提供型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入

・ ほ場や生育状況等の把握及び情報分析を行い、農業者に情報・助言等を提供するデータ分析型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入

【販売額又は所得額の増加における比較の考え方】

・ 販売額の増加 → 農業者の総販売額、又は単位面積あたりの販売額で比較

・ 所得額の増加 → 農業者の総所得額、又は単位面積あたりの所得額で比較

【コスト削減効果における比較の考え方】

・ 集出荷コスト削減→集出荷施設のための計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能

・ 生産コスト削減→農業者の全生産コストで比較

【契約栽培の割合増加における比較の考え方】

・ 契約栽培の増加 → 農業者の契約率で比較

【品目・品種への転換率100%における比較の考え方】

・ 転換率100% → 農業者の品目・品種別面積で比較

【輸出向け出荷量又は出荷額増加における比較の考え方】

・ 輸出実績の増加 → 輸出向けの出荷量又は出荷額の増加率で比較

	<p>【総出荷に占める輸出向け出荷額の割合増加又は輸出向けの年間出荷量における比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出実績の増加 → 輸出額の増加率、又は年間出荷量で比較 <p>【労働生産性の向上における比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働生産性の向上 → 農業者の販売額を労働時間で除した値で比較 <p>【農業支援サービス事業者の利用割合の増加の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用割合の増加 → サービス利用面積又は利用経営体数により比較 <p>【計画作成時の現状値の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近1年の実績値を原則とする。なお、直近1年の実績値以外を現状値とする場合は、その理由を記載した資料を添付するものとする。
野菜	<p>【基本要件】</p> <p>静岡県食と農の基本計画（2022～2025）、静岡県野菜振興計画に位置づけられている推進すべき方向性と合致していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○販売額又は所得額 10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械化生産体系の導入により収益性の高い露地野菜の形成を推進 ・ パイプハウス、資材、低コスト耐候性ハウス、高度環境制御装置等農業機械等の導入により収益性の高い施設野菜産地の形成を推進 ・ 集出荷施設、品質向上のための機械整備を推進 ○生産コスト又は集出荷・加工コスト 10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集出荷施設の再編合理化を推進 ・ 脱石油エネルギーへの移行による省エネ・低コスト化の推進 ・ 業務加工用など用途に応じた機械化栽培体系等による露地野菜の形成を推進 ・ 農地中間管理事業等を活用した農地集積、大区画化・汎用化に伴う農業機械による露地野菜の形成を推進 ○契約栽培の割合の 10%以上の増加かつ 50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務加工用など契約栽培に応じた機械化栽培体系等による露地野菜産地の形成を推進 ○輸出向け出荷量又は出荷額の 10%以上の増加（直近年の輸出実績がある場合） <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな需要に対応した生産・出荷体系の導入を推進

○総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上（新規の取組の場合又は直近年輸出実績がない場合）

・新たな需要に対応した生産・出荷体系の導入を推進

○労働生産性の10%以上の向上

・労働時間の削減が図られる取組を推進

○農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

・農業者の行う農作業を代行する専門作業受託型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入

・農業者が使用する農業用機械のレンタル提供する機械設備提供型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入

・ほ場や生育状況等の把握及び情報分析を行い、農業者に情報・助言等を提供するデータ分析型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入

【販売額又は所得額の増加における比較の考え方】

・販売額の増加 → 農業者の総販売額、又は単位面積あたりの販売額で比較

・所得額の増加 → 農業者の総所得額、又は単位面積あたりの所得額で比較

【コスト削減効果における比較の考え方】

・集出荷コスト削減→集出荷施設のための計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能

・生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較

【契約栽培の割合増加における比較の考え方】

・契約栽培の増加 → 農業者の契約率で比較

【輸出向け出荷量又は出荷額増加における比較の考え方】

・輸出実績の増加 → 輸出向けの出荷量又は出荷額の増加率で比較

【総出荷に占める輸出向け出荷額の割合増加又は輸出向けの年間出荷量における比較の考え方】

・輸出実績の増加 → 輸出額の増加率、又は年間出荷量で比較

【労働生産性の向上における比較の考え方】

	<ul style="list-style-type: none"> ・労働生産性の向上 → 農業者の販売額を労働時間で除した値で比較 <p>【農業支援サービス事業体の利用割合の増加の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用割合の増加 → サービス利用面積又は利用経営体数により比較 <p>【計画作成時の現状値の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近1年の実績値を原則とする。なお、直近1年の実績値以外を現状値とする場合は、その理由を記載した資料を添付するものとする。
花き類	<p>【基本要件】 静岡県食と農の基本計画（2022～2025）、ふじのくに「花の都しずおか」推進計画等の各計画に位置づけられている推進すべき方向性と合致していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○販売額又は所得額 10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・管理作業の自動化や生産性を高める複合環境制御技術やICTの導入 ・養液栽培技術等の装置、機械の導入による安定生産の推進 ・効率的な出荷、輸送システムの確立による販売単価の向上 ・予約販売に対応した出荷事前情報の提供による単価の向上 ・夏季高温対策技術の導入による生産性の向上 ○生産コスト又は集出荷コスト 10%の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・管理作業の自動化や省力化を推進する複合環境制御技術やICTの導入 ・養液栽培技術等の装置、機械の導入による省力化の推進 ・省エネルギー技術の導入による生産コストの削減 ・育苗、出荷技術の共同化、施肥、防除の省力化技術の導入による生産コストの削減 ・効率的な出荷、輸送システムの確立による生産コストの削減 ○契約栽培の割合 10%以上の増加かつ 50%以上とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・高品質化、ブランド化による契約販売の割合増加に繋がる取組の推進 ○需要減が見込まれる品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率 100% <ul style="list-style-type: none"> ・産地で特徴のある花き生産に適した品種への転換を推進 ○輸出向け出荷量又は出荷額の 10%以上の増加（直近年の輸出実績がある場合）

・輸出に見合う日持ち性向上の推進

○総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上（新規の取組の場合又は直近年輸出実績がない場合）

・輸出に見合う日持ち性向上の推進

○労働生産性の10%以上の向上

・労働時間の削減が図られる取組を推進

○農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

・農業者の行う農作業を代行する専門作業受託型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入

・農業者が使用する農業用機械のレンタル提供する機械設備提供型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入

・ほ場や生育状況等の把握及び情報分析を行い、農業者に情報・助言等を提供するデータ分析型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入

【販売額又は所得額の増加における比較の考え方】

・販売額の増加 → 農業者の総販売額、又は単位面積あたりの販売額で比較

・所得額の増加 → 農業者の総所得額、又は単位面積あたりの所得額で比較

【コスト削減効果における比較の考え方】

・集出荷コスト削減→集出荷施設のための計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能。

・生産コスト削減→農業者の全生産コストで比較

【契約栽培の割合増加における比較の考え方】

・契約栽培の増加 → 農業者の契約率で比較

【品目・品種への転換率100%における比較の考え方】

・転換率100% → 農業者の品目・品種別面積で比較

【輸出向け出荷量又は出荷額増加における比較の考え方】

・輸出実績の増加 → 輸出向けの出荷量又は出荷額の増加率で比較

	<p>【総出荷に占める輸出向け出荷額の割合増加又は輸出向けの年間出荷量における比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出実績の増加 → 輸出額の増加率、又は年間出荷量で比較 <p>【労働生産性の向上における比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働生産性の向上 → 農業者の販売額を労働時間で除した値で比較 <p>【農業支援サービス事業者の利用割合の増加の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用割合の増加 → サービス利用面積又は利用経営体数により比較 <p>【計画作成時の現状値の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近1年の実績値を原則とする。なお、直近1年の実績値以外を現状値とする場合は、その理由を記載した資料を添付するものとする。
--	---

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 本事業の推進・指導	産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係部局（農業局、農林事務所等）及び市町が連携し、推進・指導に当たるものとする。
(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制	産地パワーアップ計画については、各地域協議会が取組主体から提出された取組主体事業計画を産地パワーアップ計画に位置づけるか審査し、承認するものとする。ただし、1つの産地パワーアップ計画に複数の地域協議会が関連するものについては、関係する地域協議会で調整の上、代表となる地域協議会が産地パワーアップ計画を作成することを原則とする。 各地域協議会から提出された産地パワーアップ計画については、各農林事務所で内容を十分精査した上で農業局に提出し、農業局で審査、承認するものとする。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
茶	○補助対象施設 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付等要綱」という。）の別表2のⅡの1の整備事業に掲げる施設を助成対象とする。
水稲、麦、大豆	
果樹	○取組要件

	交付等要綱の別記2の別紙1、共通1、共通2及び共通3の要件等を満たす取組を事業対象とする。
野菜	
花き類	

(注) 整備事業について、国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
茶	○取組要件 交付等要綱の別記2の別紙1及び共通3の要件等を満たす取組を事業対象とする。
水稲、麦、大豆	
果樹	○補助対象機械及び資材 農業振興地域整備基本方針等と整合させつつ、別に定める本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な助成対象とする機械(導入及びリース導入)、資材を対象とする。
野菜	
花き類	

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
茶	○取組要件 交付等要綱の別記2の別紙1の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ただし、技術実証は、事業終了後に本事業で生産コスト削減又は販売額又は所得額向上の取組を実施することを前提としたものに限る。
水稲、麦、大豆	
果樹	○補助対象機械 農業振興地域整備基本方針等と整合させつつ、別に定める産地としての生産コスト削減又は販売額もしくは所得額向上に必要な不可欠な実証機械を対象とする。
野菜	
花き類	

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

I 基金事業

1 計画申請時

(1) 整備事業

①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④位置、配置図、平面図、⑤施設の管理運営規定等、⑥前年度の税務申告の写し

(2) 生産支援事業及び効果増進事業

申請者の規約、機械や資材の利用計画、営農計画書の写し、機械の能力・台数や資材の数量等の算定根拠、見積書、カタログ、資材設置場所の地図及び写真、改植実施園の位置図（改植の場合）、費用対効果分析（機械購入の場合）等

2 請求時

(1) 整備事業

・出来高設計書等

(2) 生産支援事業及び効果増進事業

・入札関係書類、発注書、請求書、納入書、導入又はリース契約書、借受証、納品、領収書（支払済みの場合）、物件や資材の写真等

II 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

6 取組主体助成金の交付方法

県が別に定める産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱に基づき、県知事から市町長に対し補助金を交付する。市町長は取組主体に対し助成金を交付する。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

《取組主体に対して、事業実施前に重要事項を地域協議会等を通じて周知》

○ 契約に当たっての条件（交付等要綱第9）

・売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

・上記の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

○ 助成金の返納（交付等要綱別記2の第13）

・取組主体助成金を受けた後に交付等要綱に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。

○ 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納（交付等要綱19の4）

・補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを返納しなければならない。

○ 財産の管理等（交付等要綱第23）

・助成金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

・取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

○ 財産処分の制限（交付等要綱第24）

・取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）第5条に規定する処分制限期間とする。

・処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

・上記の規定にかかわらず、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

（1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

（2）本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

・財産処分の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

○ 取組主体事業計画の評価（交付等要綱別記2の第16）

・取組主体事業計画の目標年度の翌年度に、取組主体事業計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、地域協議会長等に報告するものとする。

なお、果樹の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

《取組主体の要件》

以下のいずれかの要件を満たすもの、または、以下のいずれかの要件を満たすものが生産する農産物の加工等を行うものであって、適正に事業の執行が可能であるもの

- 認定農業者、認定新規就農者など中心的な経営体が構成員に含まれている。
- 対象作物が果樹の場合果樹産地構造改革計画を策定している又は構成している。

8 その他

--

別紙

生産支援事業における補助対象機械及び資材

対象作物	補助対象機械及び資材
茶	<p>1 農業機械の購入及びリース導入による対象機械 乗用型摘採機（アタッチメントを含む）、乗用型管理機（アタッチメントを含む）、荒茶加工機、仕上茶加工機、その他茶の収益力強化等に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等 被覆資材、生葉運搬機、スプリンクラーの資材、点滴施肥チューブの資材</p>
水稻、麦、大豆	<p>1 農業機械の購入及びリース導入による対象機械 トラクター、コンバイン、トラクターアタッチメント、水稻直播機、田植機、管理機、防除機、無人航空機、トレンチャー、ブーム、レーザー式均平作業機、畦塗機、乾燥調製用機械・設備、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械、その他稲作・麦・大豆作の効率化・合理化等に必要な機械・設備</p>
果樹	<p>1 農業機械の購入及びリース導入による対象機械 防除機、乗用管理機、クローラー等運搬用機械、肥料散布機、冷暖房設備、トレンチャー、スピードスプレーヤー、環状剥皮機、高所作業機、予冷库等の品質保持に必要な設備、その他果樹の収益力強化等に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等 パイプハウス・果樹棚・被覆資材等マルチ栽培導入の際の資材費、マルチ資材、かん水資材、防風ネット用資材</p>
野菜	<p>1 農業機械の購入及びリース導入による対象機械 トラクター、トラクターアタッチメント、マルチャー、施肥機、播種機、定植機、管理機、防除機、収穫機、野菜運搬機、トレンチャー、補助暗渠用籾殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械、ブームスプレーヤー、熱水等土壌消毒機、冷暖房設備、かん水設備、電照設備、乾燥機、養液栽培設備、環境制御機器（炭酸ガス発生装置、温湿度等自動制御機、モニタリング関連機器）等の単収向上及び省力化に必要な機械、調整・選別機（脱莢機、結束機、選別機、定量袋詰め機、皮むき機、洗浄機、根葉切り機等）、その他野菜の収益力強化等に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等 パイプハウス（栽培用・育苗用）資材、収穫期を調整する栽培資材（支柱、被覆資材等）</p>
花き類	<p>1 農業機械の購入及びリース導入による対象機械 トラクター、トラクターアタッチメント、マルチャー、施肥機、播種機、定植機、管理機、防除機、収穫機、トレンチャー、補助暗渠用籾殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械、冷暖房設備、かん水設備、電照設備、乾燥機、養液栽培設備、環境制御機器（炭酸ガス発生装置、温湿度等自動制御機、モニタリング関連機器）等の単収向上及び省力化に必要な機械、調整・選別機（結束機、下葉掻き機、選花機、フラワーバインダー等）、予冷库等の品質保持に必要な設備、その他花きの収益力強化等に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等 パイプハウス（栽培用・育苗用）資材、収穫期を調整する栽培資材（支柱、被覆資材等）</p>

注) 上記に記載のない機械及び資材については、予め知事と協議の上決定する。

II 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

本県農業を成長産業として確立するためには、茶業・水田・果樹・野菜・花きの産地が創意工夫し、地域の強みを生かして、生産基盤の強化と新規就農者等への円滑な継承に取り組むことが必要である。

このため、本県の農業施策の基本となる、

- ① 静岡県食と農の基本計画（2022～2025）
- ② 静岡県農業振興地域整備基本方針
- ③ 静岡県農業基盤の強化の促進に関する基本方針
- ④ 静岡県農地中間管理事業の推進に関する基本方針
- ⑤ 静岡県茶業振興基本計画
- ⑥ ふじのくに茶の都しずおか構想及びふじのくに「茶の都しずおか」推進計画
- ⑦ 静岡県水田農業振興基本計画
- ⑧ 静岡県水田フル活用ビジョン
- ⑨ 静岡県果樹農業振興計画
- ⑩ 静岡県野菜振興計画
- ⑪ ふじのくに「花の都しずおか」推進計画

の方向性に即して、地域の担い手への生産基盤の継承に取り組む産地を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	
茶	各作物の基本要件は収益性向上対策に準ずる。
水稲、麦、大豆	○産地の成果目標 総販売額又は総作付面積の維持又は増加
果樹	
野菜	○取組主体の成果目標 次に掲げる①から⑤のうちから1つ以上を選択する。 ①輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 ②交付等要綱の共通8の6に掲げる重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加 ③生産コストの低減
花き類	

	<p>④労働生産性の向上 ⑤契約販売率の増加 ※成果目標達成に向けた取組の内容については、収益性向上対策の各作物の基本方針に準ずる。</p> <p>○目標年度後も営農を継続することが確実と見込まれる地域の担い手（作業受託組織を含む。）に継承したもの、又は確実に継承することが見込まれるものであること。</p>
--	--

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 本事業の推進・指導	産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係部局（農業局、農林事務所等）及び市町が連携し、推進・指導に当たるものとする。
(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制	産地パワーアップ計画については、各地域協議会が取組主体から提出された取組主体事業計画を産地パワーアップ計画に位置づけるか審査し、承認するものとする。ただし、1つの産地パワーアップ計画に複数の地域協議会が関連するものについては、関係する地域協議会で調整の上、代表となる地域協議会が産地パワーアップ計画を作成することを原則とする。 各地域協議会から提出された産地パワーアップ計画については、各農林事務所で内容を十分精査した上で農業局に提出し、農業局で審査、承認するものとする。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件
水稻、麦、大豆	○取組要件 交付等要綱別記2の別紙2のIの1の要件等を満たす取組を事業対象とする。
野菜	
果樹	
花き類	
	○補助対象機械及び資材 別紙一覧に定めるとおりとする。

② 果樹園・茶園等の再整備・改修

対象作物	取組要件
茶	<p>○取組要件 交付等要綱別記2の別紙2のIの2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p>
果樹	<p>なお、茶については、持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産物体制強化促進事業、果樹については果樹経営支援対策事業を優先的に使用するものとする。</p> <p>○補助対象機械及び資材 別紙一覧に定めるとおりとする。</p> <p>○果樹の同一品種改植を行う場合の対象品目・品種 品目はかんきつ類及びかきとする。 かんきつ類の品種は、青島温州、A-44、寿太郎温州、片山温州、宮川早生、興津早生、はるみ、スルガエレガントとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青島温州、A-44…平成25年産特産果樹生産動態等調査において、静岡県における青島温州栽培面積の全国シェアは50.4%であり、また、静岡県内の温州みかん栽培面積の58.8%を占める主要品種であると認められるため。なお、A-44については、青島温州の系統であり、青島温州として販売されているため、同等の扱いとする。 ・寿太郎温州…県内では、東部地域で普及し、産地形成がなされている。また、平成22年度には、南駿農業協同組合西浦柑橘出荷部会の「寿太郎プレミアムゴールド」がしずおか食セレクションに認定されるなど、ブランド化が図られていると認められるため。 ・片山温州…県内では、西部地域で普及し、産地形成がなされている。また、平成24年度には、丸浜柑橘農業協同組合連合会の「丸浜産片山みかん」がしずおか食セレクションに認定されるなど、ブランド化が図られていると認められるため。 ・宮川早生…平成25年産特産果樹生産動態等調査において、静岡県における宮川早生温州栽培面積の全国シェアは6.1%であり、また、静岡県内の温州みかん栽培面積の10.6%を占める主要品種であると認められるため。 ・興津早生…平成25年産特産果樹生産動態等調査において、静岡県における興津早生温州栽培面積の全国シェアは10.3%であり、また、静岡県内の温州みかん栽培面積の10.9%を占める主要品種であると認められるため。 ・はるみ…県内では、伊豆、中部、西部地域などで普及し、産地形成がなされている。また、平成23年度には、清水農業協同組合の「はるみ」がしずおか食セレクションに認定されるなど、ブランド化が図られていると認められるため。 ・スルガエレガント…県内では、中部地域で普及し、産地形成がなされている。また、平成24年度には、静岡市農業協同組合の「スルガエレガント」がしずおか食セレクションに認定されるなど、ブランド化が図られていると認められるため。

	<p>かきの品種は、四ツ溝、次郎とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四ツ溝…県内では、東部地域で普及し、産地形成がなされている。また、平成 23 年度には、南駿農業協同組合 果樹部会四ツ溝柿専門部会の「するがの柿」がしずおか食セレクションに認定されるなど、ブランド化が図られていると認められるため。 ・次郎…県内では、西部地域で普及し、産地形成がなされている。また、平成 28 年度には、とぴあ浜松農業協同組合の「浜北次郎柿」がしずおか食セレクションに認定されるなど、ブランド化が図られていると認められるため。
--	--

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件
茶	<input type="radio"/> 取組要件 交付等要綱別記 2 の別紙 2 の I の 3 の要件等を満たす取組を事業対象とする。 <input type="radio"/> 補助対象機械及び資材 別紙一覧に定めるとおりとする。
水稲、麦、大豆	
野菜	
果樹	
花き類	

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
茶	<input type="radio"/> 取組要件 交付等要綱別記 2 の別紙 2 の I の 4 の要件等を満たす取組を事業対象とする。 なお、交付等要綱別表 2 の I の 2 の (1) ～ (3) 及び II の 2 の取組と併せて実施する場合に限り対象とする。 <input type="radio"/> 補助対象機械及び資材 別紙一覧に定めるとおりとする。
水稲、麦、大豆	
野菜	
果樹	
花き類	

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件
茶	<p>○取組要件 交付等要綱別記2の別紙2のIの5の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材 別紙一覧に定めるとおりとする。</p>
水稲、麦、大豆	
果樹	
野菜	
花き類	

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

<p>1 計画申請時</p> <p>(1) 整備事業</p> <p>①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④既存ハウスの写真、位置図等、⑤新設ハウスの位置図、配置図、平面図、⑥継承計画</p> <p>(2) 基金事業</p> <p>①農業用ハウスの再整備・改修 継承計画、見積書、既存施設等の写真・位置図等、新設ハウスの配置図・平面図等</p> <p>②果樹園・茶園等の再整備・改修 継承計画、見積書、位置図等</p> <p>③農業機械の再整備・改良 継承計画、見積書、既存機械の写真、再整備する機械のカタログ等</p> <p>④生産装置の継承・強化に向けた取組 申請者の規約等</p> <p>⑤生産技術の継承・普及に向けた取組 申請者の規約等</p> <p>2 請求時</p> <p>(1) 整備事業</p> <p>・出来高設計書等</p>
--

(2) 基金事業

- ・入札関係書類、発注書、請求書、納入書、リース導入に係る入札関係書類・契約書、借受証、納品書、領収書（支払済みの場合）、物件や資材の写真等

6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

(1) 下記のアから順に優先順位を設定する。

ア 施設等が継承者に譲渡されるまでの年数

1年以内…5ポイント 2年以内…4ポイント 3年以内…3ポイント 4年以内…2ポイント 5年以内…1ポイント

イ 取組主体の就農年数（新規就農者が取組主体となる場合）

1年以内…5ポイント 2年以内…4ポイント 3年以内…3ポイント 4年以内…2ポイント 5年以内…1ポイント

ウ 施行面積（施設面積）

21a以上…3ポイント 11a～20a…2ポイント 10a以下…1ポイント

エ がんばる新農業人支援事業出身者の経営面積の合計が3%以上増加

15%以上…5ポイント 12%以上…4ポイント 9%以上…3ポイント 6%以上…2ポイント 3%以上…1ポイント

オ メニュー

農業用ハウスの再整備・改修…5ポイント 農業用機械の再整備・改良…3ポイント 果樹園・茶園等の再整備・改修…1ポイント

(2) 同点の場合は、①(1)オのポイント、②成果目標ポイント、③面積数の高い計画から採択する。

7 取組主体助成金の交付方法

県が別に定める産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱（以下、「県交付要綱」という。）に基づき、県知事から市町長に対し補助金を交付する。市町長は取組主体に対し助成金を交付する。

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

《取組主体に対して、事業実施前に重要事項を地域協議会等を通じて周知》

○ 契約に当たっての条件（交付等要綱第9）

・売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

・上記の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

○ 助成金の返納（交付等要綱別記2の第13）

・取組主体助成金を受けた後に交付等要綱に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。

○ 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納（交付等要綱 19 の 4）

・補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを返納しなければならない。

○ 財産の管理等（交付等要綱第 23）

・助成金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

・取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

○ 財産処分の制限（交付等要綱第 24）

・取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）第 5 条に規定する処分制限期間とする。

・処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

・上記の規定にかかわらず、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

（1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

（2）本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

・財産処分の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

○ 取組主体事業計画の評価（交付等要綱別記 2 の第 16）

・取組主体事業計画の目標年度の翌年度に、取組主体事業計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の 6 月末日までに、地域協議会長等に報告するものとする。

なお、果樹の改植については、事業実施年度から 5 年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

9 その他

--

別紙

生産基盤強化対策における補助対象機械及び資材

対象作物	補助対象機械及び資材
茶	<p>1 農業機械の購入及びリース導入による対象機械 乗用型摘採機（アタッチメントを含む）、乗用型管理機（アタッチメントを含む）、荒茶加工機、仕上茶加工機、その他茶の生産基盤強化等に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等 被覆資材、生葉運搬機、スプリンクラーの資材、点滴施肥チューブの資材</p>
水稻、 麦、大豆	<p>1 農業機械の購入及びリース導入による対象機械 トラクター、コンバイン、トラクターアタッチメント、水稻直播機、田植機、管理機、防除機、無人航空機、トレンチャー、ブーム、レーザー式均平作業機、畦塗機、乾燥調製用機械・設備、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械、その他稲作・麦・大豆作の効率化・合理化等に必要な機械・設備</p>
果樹	<p>1 農業機械の購入及びリース導入による対象機械 防除機、乗用管理機、クローラー等運搬用機械、肥料散布機、冷暖房設備、トレンチャー、スピードスプレーヤー、環状剥皮機、高所作業機、予冷库等の品質保持に必要な設備、その他果樹の収益力生産基盤強化等に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等 パイプハウス・果樹棚・被覆資材等マルチ栽培導入の際の資材費、マルチ資材、かん水資材、防風ネット用資材</p>
野菜	<p>1 農業機械の購入及びリース導入による対象機械 トラクター、トラクターアタッチメント、マルチャー、施肥機、播種機、定植機、管理機、防除機、収穫機、野菜運搬機、トレンチャー、補助暗渠用粗殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械、ブームスプレーヤー、熱水等土壌消毒機、冷暖房設備、かん水設備、電照設備、乾燥機、養液栽培設備、環境制御機器（炭酸ガス発生装置、温湿度等自動制御機、モニタリング関連機器）等の単収向上及び省力化に必要な機械、調整・選別機（脱莢機、結束機、選別機、定量袋詰め機、皮むき機、洗浄機、根葉切り機等）、その他野菜の生産基盤強化等に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等 パイプハウス（栽培用・育苗用）資材、収穫期を調整する栽培資材（支柱、被覆資材等）</p>
花き類	<p>1 農業機械の購入及びリース導入による対象機械 トラクター、トラクターアタッチメント、マルチャー、施肥機、播種機、定植機、管理機、防除機、収穫機、トレンチャー、補助暗渠用粗殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械、冷暖房設備、かん水設備、電照設備、乾燥機、養液栽培設備、環境制御機器（炭酸ガス発生装置、温湿度等自動制御機、モニタリング関連機器）等の単収向上及び省力化に必要な機械、調整・選別機（結束機、下葉掻き機、選花機、フラワーバインダー等）、予冷库等の品質保持に必要な設備、その他花きの生産基盤強化等に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等 パイプハウス（栽培用・育苗用）資材、収穫期を調整する栽培資材（支柱、被覆資材等）</p>

注) 上記に記載のない機械及び資材については、予め知事と協議の上決定する。